

上下水道料金等における適格請求書（インボイス制度）の対応について

令和5年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

インボイス制度の実施に伴い、町では令和5年10月検針分から上下水道料金等の請求について、納入済通知書（納付書）等を適格請求書として発行し、事業者名、登録番号、適用税率、消費税額を記載します。

なお、料金算定は従来より消費税相当額を加えた額としているため、インボイス対応による算定額への変更はありません。

適格請求書発行事業者（インボイス事業者）登録番号

- 市川三郷町上水道 T2800020004996
- 市川三郷町簡易水道事業特別会計 T7800020006154
- 市川三郷町公共下水道事業特別会計 T6800020006155

適格請求書（インボイス）の発行について

上下水道（等）納入済通知書（納付書）を適格請求書（インボイス）として発行します。事業者におかれましては紛失のないよう保管してください。

口座振替をご利用の方には、インボイスに対応した納入証明書を発行しますので、証明書が必要な事業者の皆様は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

事業者の皆様へお願い

適格請求書発行事業者の適用を受ける事業者におかれましては、令和5年10月1日以降、町水道事業に請求書等を提出される場合は、インボイス制度の要件を満たす適格請求書を提出くださいますようお願いいたします。